

山梨県労働委員会年報

平成30年版

山梨県労働委員会事務局

は じ め に

この年報は平成30年1月から12月までの間における活動状況の概要等を収録したものです。

平成30年中に取り扱った事件は、不当労働行為救済申立事件が3件、労働争議の調整（あっせん）事件が1件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が4件でした。

不当労働行為救済申立事件については、平成29年に申立てのあった2件は平成30年3月に取下げ及び関与和解により終結し、平成30年に申立てのあった1件は、現在係属中です。

個別的労使紛争のあっせんについては、4件中3件がパワハラやセクハラといった、社会的に大きな問題となっていることに関わるものでした。

労働相談は、平成22年の開始以来、最多の206件となりました。

また、平成30年には、「働き過ぎの防止」や「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」などを目指した「働き方改革」関連法の成立や外国人労働者の受け入れ拡大に向けた入管難民法の改正など、労働法制を巡る大きな動きがありました。

こうした中、労働委員会には、公・労・使の三者構成という特性を生かした専門的紛争解決機関としての機能をさらに発揮することが求められております。

今後も労働委員会の認知度を高めるとともに、知識や技能の習得に努め、労使紛争の公正かつ迅速な解決に尽力していきたいと考えております。

この年報が、労使関係者をはじめ日頃から労働問題に関心を寄せられている皆様の参考となり、本県労働委員会の活動状況について理解を深めていただくとともに、よりよい労使関係の確立のための一助となれば幸いです。

平成31年3月

山梨県労働委員会事務局

目 次

雇用形態の概況と労働組合の組織状況	1
1 雇用形態の概況	1
2 労働組合の組織状況	2
第1章 労働委員会の概要	5
第1節 沿 革	5
第2節 組 織	9
1 概 要	9
2 委 員	9
3 あっせん員候補者	10
4 事 務 局	11
第3節 運 営	12
1 労働委員会の職務権限	12
2 会議・研修	12
第2章 会議・研修	13
第1節 総 会	13
第2節 公益委員会議	19
第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議	20
第4節 研 修	25
第3章 労働組合の資格審査及び決定	30
第4章 労働協約の拡張適用の決議	31
第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定	31
1 事件の処理状況	31
2 事件の概要	33

第6章	不当労働行為救済申立事件の再審査	37
第7章	行政訴訟	37
第8章	公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求	39
第9章	地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示	39
第10章	公益事業における争議行為予告通知の受理	40
第11章	争議行為発生届の受理	41
第12章	労働争議の調整	42
1	事件の処理状況	42
2	事件の概要	43
第13章	公共職業安定所に対する争議状態に関する通報	44
第14章	個別的労使紛争に係るあっせん	45
1	事件の処理状況	45
2	事件の概要	46
3	労働相談	56
[資料]		
•	(資料1) 年別・労働組合資格審査状況	57
•	(資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況	58
•	(資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況	59
•	(資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数	60
•	(資料5) 年別・調整事件申請状況	62
•	(資料6) 年別・調整事件終結状況	63
•	(資料7) 年別産業別・調整事件申請件数	64
•	(資料8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況	66

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

1 雇用形態の概況

総務省統計局が四半期ごとにまとめている労働力調査詳細集計の「平成30年7～9月平均」によると、正規の労働者数（職員・従業員）は3,500万人、非正規の労働者数（職員・従業員）は2,118万人であり、全労働者数における非正規の労働者数の割合は37.7%となっている。

非正規労働者のうち、パート及びアルバイトの数は1,491万人、労働者派遣事業所の派遣社員は134万人、契約社員及び嘱託は416万人、その他77万人となっている。

雇用形態別雇用者数の推移

(単位：万人)

	実 数								割 合		
	年次、四半期等	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト			労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
				パート	パート	アルバイト					
労働力調査特別調査	平成元年2月	3,452	817	656	468	188	-	161	81	19	
	2年2月	3,488	881	710	506	204	-	171	80	20	
	3年2月	3,639	897	734	522	212	-	163	80	20	
	4年2月	3,705	958	782	555	227	-	176	80	21	
	5年2月	3,756	986	801	565	236	-	185	79	21	
	6年2月	3,805	971	800	559	241	-	171	80	20	
	7年2月	3,779	1,001	825	563	262	-	176	79	21	
	8年2月	3,800	1,043	870	594	276	-	173	79	22	
	9年2月	3,812	1,152	945	638	307	-	207	77	23	
	10年2月	3,794	1,173	986	657	329	-	187	76	24	
	11年2月	3,688	1,225	1,024	686	338	-	201	75	25	
12年2月	3,630	1,273	1,078	719	359	33	161	74	26		
13年2月	3,640	1,360	1,152	769	382	45	163	73	27		
労働力調査詳細集計	14年平均	3,489	1,451	1,053	718	336	43	230	125	71	29
	15年平均	3,444	1,504	1,089	748	342	50	236	129	70	30
	16年平均	3,410	1,564	1,096	763	333	85	255	128	69	31
	17年平均	3,375	1,634	1,120	780	340	106	279	129	67	33
	18年平均	3,415	1,678	1,126	793	333	128	284	141	67	33
	19年平均	3,449	1,735	1,166	824	342	133	299	137	67	33
	20年平均	3,410	1,765	1,155	824	331	140	322	148	66	34
	21年平均	3,395	1,727	1,156	817	339	108	323	140	66	34
	22年平均	3,374	1,763	1,196	853	344	96	333	138	66	34
	23年平均	3,355	1,812	1,229	875	355	96	360	127	65	35
	24年平均	3,345	1,816	1,243	890	353	91	355	128	65	35
	25年平均	3,302	1,910	1,323	930	392	116	390	82	63	37
	26年平均	3,288	1,967	1,350	946	404	119	412	87	63	37
	27年平均	3,317	1,986	1,370	964	405	127	406	84	63	37
28年平均	3,367	2,023	1,403	988	415	133	406	81	63	37	
29年平均	3,423	2,036	1,414	997	417	134	411	78	63	37	
30年1～3月平均	4～6月	3,423	2,117	1,479	1,030	449	139	420	78	62	38
	7～9月	3,484	2,095	1,466	1,034	433	136	413	80	62	38
		3,500	2,118	1,491	1,034	457	134	416	77	62	38

出典：総務省「労働力調査」（H31.2.15時点）

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。
なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意を要する。

2 労働組合の組織状況

平成30年6月30日現在の全国の労働組合数（※1）は50,740組合（前年51,325組合）、労働組合員数（※2）は10,069,711人（前年9,981,437人）、推定組織率は17.0%（前年17.1%）となっており、前年より組合数で585組合の減少、組合員数で88,274人の増加、推計組織率で0.1ポイントの減少となった。（厚生労働省調べ）

県内の労働組合数（※1）は319組合（前年324組合）、労働組合員数（※2）43,320人（前年43,760人）、推定組織率（※3）は11.7%（前年12.0%）となっており、前年と比較して組合数は5組合の減少、組合員数で440人の減少、推定組織率は0.3ポイントの減少となった。（※4）

産業別にみると、労働組合数では製造業が63組合（19.7%）で最も多く、次に公務が46組合（14.4%）、運輸業・郵便業が37組合（11.6%）の順になっている。

労働組合員数では製造業が10,677人（24.6%）で最も多く、次に公務が7,812人（18.0%）、教育・学習支援業が5,564人（12.8%）の順になっている。

（県産業労働部労政雇用課調べ）（※5）

※1 全国及び県内の労働組合数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計したもの

・単位組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。

・単一組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。

・単位扱組合：単一組織組合の最下部の組織（支部等）をいう。

※2 全国及び県内の労働組合員数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合の組合員数と、単一組織組合の本部及び連合扱組合に直属する組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下部組織に属していない本部の組合員が存在する。

※3 県内の推定組織率は、労働組合員数を推定雇用者数で除した数値であり、次の方法により算出したものである。

・平成26年経済センサス基礎調査による県内の雇用者数＝349,674人……………①

・雇用者伸び率＝平成30年6月の全国の雇用者数÷平成26年6月の全国の雇用者数
＝59,400,000 ÷ 56,170,000 ……………②

・平成30年本県の推定雇用者数＝①×②＝369,782人……………③

・平成30年推定組織率＝平成30年労働組合員数÷③×100＝11.7%

*2017年1月に「労働力調査」の基準人口の切替があり、2014年6月の雇用者数は5,635万人に修正された。

※4 県内の「労働組合数」及び「労働組合員数」の推移については3ページを参照

※5 県内の産業別の「労働組合数」及び「労働組合員数」の内訳については4ページを参照

県内の労働組合数及び労働組合員数の推移

指数:平成12年=100

区分 年次	組合数		組合員数		推定 組織率	対前年増減	
		指数		指数		組合数	組合員数
昭和35年	359	80.1	38,055	64.1	-	-	-
40年	365	81.5	48,728	82.1	-	-	-
45年	421	94.0	52,406	88.3	-	-	-
50年	494	110.3	55,333	93.2	-	-	-
55年	525	117.2	57,209	96.4	-	-	-
60年	499	111.4	59,410	100.1	-	-	-
平成2年	495	110.5	60,852	102.5	-	-	-
3年	497	110.9	61,343	103.3	-	2	491
4年	496	110.7	62,004	104.5	-	△ 1	661
5年	497	110.9	62,508	105.3	-	1	504
6年	487	108.7	61,344	103.3	-	△ 10	△ 1,164
7年	485	108.3	62,096	104.6	-	△ 2	752
8年	481	107.4	62,082	104.6	-	△ 4	△ 14
9年	479	106.9	61,958	104.4	-	△ 2	△ 124
10年	464	103.6	60,647	102.2	-	△ 15	△ 1,311
11年	458	102.2	59,136	99.6	-	△ 6	△ 1,511
12年	448	100.0	59,362	100.0	-	△ 10	226
13年	446	99.6	57,912	97.6	-	△ 2	△ 1,450
14年	444	99.1	55,815	94.0	-	△ 2	△ 2,097
15年	438	97.8	54,835	92.4	-	△ 6	△ 980
16年	432	96.4	53,957	90.9	-	△ 6	△ 878
17年	405	90.4	53,586	90.3	-	△ 27	△ 371
18年	390	87.1	52,789	88.9	-	△ 15	△ 797
19年	381	85.0	52,337	88.2	-	△ 9	△ 452
20年	377	84.2	52,280	88.1	注(1) 15.5	△ 4	△ 57
21年	369	82.4	51,456	86.7	14.6	△ 8	△ 824
22年	361	80.6	50,840	85.6	14.4	△ 8	△ 616
23年	356	79.5	50,210	84.6	注(2) 14.1	△ 5	△ 630
24年	346	77.2	49,016	82.6	13.7	△ 10	△ 1,194
25年	337	75.2	47,542	80.1	13.2	△ 9	△ 1,474
26年	337	75.2	46,617	78.5	13.3	0	△ 925
27年	334	74.6	46,017	77.5	13.0	△ 3	△ 600
28年	327	73.0	45,043	75.9	12.6	△ 7	△ 974
29年	324	72.3	43,760	73.7	12.0	△ 3	△ 1,283
30年	319	71.2	43,320	73.0	11.7	△ 5	△ 440

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

注(1) 推定組織率を推計する際に用いてきた「事業所・企業統計調査」が平成21年より「経済センサス・基礎調査」に統合されたため、平成20年は「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス・基礎調査」を使用し、算出している。

なお、「事業所・企業統計調査」と「経済センサス・基礎調査」の調査結果は差異が生じているが、総務省では、調査手法が異なることから、調査結果の差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

注(2) 平成23年の推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を用いて計算した値である。

県内の産業別労働組合数及び労働組合員数の状況

組 合 数		平成30年6月30日現在	
産 業	組合数	構成比(%)	
製造業	63	19.7%	
公務	46	14.4%	
運輸業、郵便業	37	11.6%	
卸売業、小売業	32	10.0%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	29	9.1%	
医療、福祉	25	7.8%	
教育、学習支援業	25	7.8%	
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	21	6.6%	
建設業	13	4.1%	
情報通信業	11	3.4%	
電気・ガス・熱供給・水道業	7	2.2%	
宿泊業、飲食サービス業	5	1.6%	
農業・林業・漁業	3	0.9%	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.3%	
分類不能の産業	1	0.3%	
合計	319	100.0%	

組 合 員 数			
産 業	組合員数	構成比(%)	
製造業	10,677	24.6%	
公務	7,812	18.0%	
教育、学習支援業	5,564	12.8%	
卸売業、小売業	4,014	9.3%	
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	3,764	8.7%	
医療、福祉	2,733	6.3%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	2,561	5.9%	
運輸業、郵便業	2,016	4.7%	
建設業	1,992	4.6%	
情報通信業	962	2.2%	
電気・ガス・熱供給・水道業	928	2.1%	
宿泊業、飲食サービス業	204	0.5%	
農業・林業・漁業	50	0.1%	
鉱業、採石業、砂利採取業	28	0.1%	
分類不能の産業	15	0.1%	
合計	43,320	100.0%	

※ 構成比は、小数点以下第2位を端数処理しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：山梨県「労働組合基礎調査」

第1章 労働委員会の概要

第1節 沿革

(1) 昭和20年12月、労働組合法（旧法）の公布により、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権が保障され、労働運動の保護助成措置が講じられるとともに労働委員会制度が設けられた。翌21年3月1日同法の施行により、労働問題処理のための行政機関として国に中央労働委員会が、各都道府県に地方労働委員会がそれぞれ設置されることになった。

山梨県では労働組合法施行に伴い、まず労働者を代表する労働者委員と使用者を代表する使用者委員をそれぞれ5名委嘱し、次いで労使各側委員の同意を得て学識経験者の中から第三者委員（中立委員）を5名委嘱し、計15名をもって同年3月20日第1回の総会を開催し、会長、会長代理を選出してその活動を開始した。また、労働委員会発足と同時に事務局も設置された。

(2) 昭和21年9月27日、労働関係調整法の公布（同年10月13日施行）によって、あっせん・調停・仲裁等の諸手続が明確化され、労働委員会の機能が具体化された。

(3) 昭和22年10月21日、国家公務員法の公布により一般職の国家公務員には労働組合法や労働関係調整法の適用がなくなった。また、昭和23年7月31日政令第201号が公布され、国又は地方公共団体の職員には同盟罷業等を裏付けとしたいわゆる団体交渉権が認められなくなり、このため官公庁等の事件は労働委員会の管轄から除外されることになった。

(4) 昭和24年6月1日、労働組合の民主性・自主性の確保、不当労働行為排除の有効な措置を図るため、労働組合法、同法施行令の全面改正が行われた。

改正の主要事項は、

- ① 労働組合について届出主義から自由設立主義に改められた。
 - ② 労働組合の資格審査制度並びに不当労働行為の審査及び処分等の権限が加わった。
 - ③ 不当労働行為に対する処罰請求主義が原状回復主義に改められた。
 - ④ 委員の「委嘱」が「任命」に改められた。
 - ⑤ 第三者委員が公益委員と改称された。
 - ⑥ 準司法的機能が公益委員の専管事項となり、労使委員は審問手続に限り参与できることになった。
 - ⑦ 中央労働委員会に規則制定権、地方労働委員会に対する指示権、管轄指定権、優先管轄権及び再審査権が与えられた。
- (5) 昭和24年8月4日、中央労働委員会規則が公布され、労働委員会が業務を行う際の細部手続が規定された。

- (6) 昭和27年7月31日、労働関係調整法の改正が行われ、緊急調整制度の新設（中央労働委員会）、調整事件における組合の資格審査の廃止、委員とあっせん員との兼職禁止規定の削除、公益事業における争議行為に予告制度が採用されることになった。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員の労働関係については、地方労働委員会が取り扱うことになった。

- (7) 昭和37年9月15日、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の施行に伴い、労働組合法の争訟に関する規定が改正され、①中央労働委員会に対する再審査の申立期間について、やむを得ない理由があるときは1週間その期間を延長する、②労働委員会が行った処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないとされた。

また、中央労働委員会規則が改正され、名称が労働委員会規則に改められた。

- (8) 昭和40年5月、地方公営企業労働関係法の一部改正により、新たに同法第5条第2項（使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。

- (9) 昭和41年4月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が1年から2年に改められた。

- (10) 昭和52年4月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。

- (11) 昭和60年4月、日本専売公社及び日本電信電話公社は、経営形態が民営化されたことにより、公共企業体等労働関係法からの適用除外となり、新たに民間会社として組織替えした日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社については、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになった。

- (12) 昭和62年4月、日本国有鉄道は、経営形態が分割・民営化され、全国で6旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社など11新事業体と国鉄清算事業団が発足した。

これに伴い、JRグループ各社の労使紛争事件についても、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになった。

また、公共企業体等労働委員会の名称が国営企業労働委員会に変更された。

- (13) 昭和63年5月20日、中央労働委員会と国営企業労働委員会を統合するための労働組合法等の一部を改正するための法律が、第112通常国会において成立し、同年6月14日公布され、これにより中央労働委員会と国営企業労働委員会は同年10月1日付けで統合された。

- (14) 平成12年4月1日、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行され、地方労働委員会の事務が自治事務とされた。

- (15) 平成13年10月1日、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から事務の委任を受け、当地方労働委員会において個別的労使紛争のあっせんを取り扱うことになった。
- (16) 平成15年3月24日、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為救済申立事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実と地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた所要の規定が整備された。
- (17) 平成16年4月1日、地方独立行政法人法の施行により、地方独立行政法人制度が創設された。これに伴い、地方独立行政法人と職員の労働関係については地方公営企業労働関係法が適用されることになり、同法及び労働委員会規則の一部改正がなされた。
- (18) 平成16年11月17日、不当労働行為救済申立事件の審査の迅速化及び的確化を図る観点から、審査体制及び審査手続を整備すること等を目的とした労働組合法の一部を改正する法律が公布され、平成17年1月1日から施行された。

これにより、審査体制の整備を図るため、地方労働委員会の名称が都道府県労働委員会に変更されるとともに、地域の実情に応じた委員定数の増員や公益委員の常勤化、不当労働行為救済申立事件における合議体での処理、都道府県労働委員会による規則制定等が可能となった。また、審査手続を整備するため、労働委員会に審査計画の作成や審査の目標期間の設定が義務づけられる一方、迅速かつ的確な事実認定のために証人等への出頭命令や物件提出命令が可能となった。このほか、和解手続や取消訴訟における新証拠の提出制限等の規定が設けられた。

また、同法の改正に伴い同法施行令及び労働委員会規則も一部改正され、同時施行された。

- (19) 平成19年10月1日、郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が分社・民営化（日本郵政株式会社他）された。これに伴い、日本郵政株式会社他の労使紛争事件については労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになり、労働組合法及び労働委員会規則の一部改正がなされた。
- (20) 平成20年10月1日、国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行により船員労働委員会が廃止された。これに伴い、船員の集団的労使紛争の解決に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管されることになり、労働組合法等の一部改正がなされた。
- (21) 平成24年10月1日、労働委員会規則の一部改正により、審査手続を簡素化し、その実効性を高めるための方策として、「審問を経ずに命令交付する手続」及び「三者委員による解決策の勧告」の規定が整備された。
- (22) 平成25年6月14日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、労働関係調整法の一部改正がなされ、仲裁委員会について、委員の定数が、3人以上の奇数となり、定足数が過半数となった。

第1章

(23) 一連の独立行政法人改革の中で、労働組合法の改正がなされ、平成27年4月1日から、中期目標管理型の法人とされた国立病院機構については、行政執行法人職員の労働関係に係る事件について管轄する中央労働委員会の管轄から外れ、所在都道府県の労働委員会で取り扱うことになった。

第2節 組 織

1 概要

都道府県労働委員会の組織は、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）各同数をもって構成されており、本県の場合は各5名で計15名となっている。

各委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て知事が行っている。

委員の任期は2年であるが再任を妨げない。

なお、会長及び会長代理は委員の選挙により公益委員の中から選出される。

また、労働委員会は労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働争議のあっせんに当たるため、学識経験を有する者で労働争議の解決につき援助を与えることができる者の中からあっせん員候補者を委嘱する。

なお、労働委員会の職務を処理するため事務局が設けられ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び職員が置かれている。

2 委員

第42期委員は平成29年7月1日に任命され、任期は2年である。

第42期山梨県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

	氏 名	職業・役職	備考
公益委員	◎田中 正志	弁護士	再任
	○小野 正毅	弁護士	再任
	赤池 幸江	特定社会保険労務士	新任
	勝俣 高明	公認会計士	再任
	齋藤 雅代	山梨学院大学教授	再任
労働者委員	萩原 雄二	連合山梨会長	再任
	窪田 清	連合山梨事務局長	再任
	久保寺成典	J P 労働組合山梨連絡協議会議長	新任
	齊藤 伊人	T D K 労働組合甲府支部支部執行委員長	再任
	坪井 茂※	N T T 労働組合東京総支部山梨県域分会支部長	新任
使用者委員	小林 隆二	山梨県経営者協会参与	再任
	栗山 直樹	(株)栗山商店代表取締役社長	新任
	田中 一利	(有)ファイブスリー清掃顧問	再任
	長坂 正彦	(株)ワイ・シー・シー代表取締役社長	新任
	古屋 哲彦	(公財) 産業雇用安定センター山梨事務所所長	新任

※補欠の委員として平成31年1月23日に任命

平成31年3月1日現在

3 あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議の公正な調整を図るため、労働関係調整法第10条の定めるところにより「あっせん員候補者」を委嘱し、その候補者名簿を備え、関係当事者からの申請又は職権に基づいて労働委員会が労働争議のあっせんをしようとするときは、その名簿に記載されている者の中から会長が指名してあっせんに当たらせる。ただし、労働委員会の同意があればあっせん員候補者名簿に記載されていない者を臨時にあっせん員に委嘱することもできる。なお、あっせん員候補者は現委員のほか、事務局職員の中からも委嘱している。

あっせん員候補者名簿

氏名	役職	委嘱年月日
田中 正志	山梨県労働委員会公益委員	平19. 7. 5
小野 正毅	山梨県労働委員会公益委員	平27. 7. 2
赤池 幸江	山梨県労働委員会公益委員	平29. 7. 3
勝俣 高明	山梨県労働委員会公益委員	平21. 7.22
齋藤 雅代	山梨県労働委員会公益委員	平27. 7. 2
萩原 雄二	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
窪田 清	山梨県労働委員会労働者委員	平23. 7. 1
久保寺成典	山梨県労働委員会労働者委員	平29. 7. 3
齊藤 伊人	山梨県労働委員会労働者委員	平25. 7. 2
坪井 茂	山梨県労働委員会労働者委員	平31. 1.23
小林 隆二	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
栗山 直樹	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
田中 一利	山梨県労働委員会使用者委員	平28. 7.27
長坂 正彦	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
古屋 哲彦	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
前嶋 健佐	山梨県労働委員会事務局長	平30. 4.25
鈴木 昌樹	山梨県労働委員会事務局次長	平29. 4.26
坂村 裕輔	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平30. 4.25

平成31年3月1日現在

4 事務局

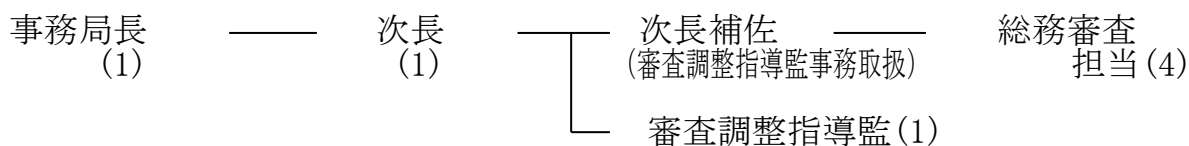
昭和21年3月、労働委員会発足と同時に労働委員会の事務を処理するため、事務局が設置された。事務局職員には事務局長、幹事、書記が法令で定められ、創設当初は内務部長が事務局長を、勤務課（後に労政課）員が幹事又は書記をそれぞれ兼務した。昭和22年以降、次第に専任職員が委嘱され、同年10月に至りすべて専任となり、事務局長以下15名が配置されて事務局体制が整備された。

その後、昭和24年労働組合法の改正に伴い、同法施行令第21条の定めるところにより職員の身分は県吏員に切り替えられ、昭和26年9月山梨県訓令甲第22号「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」が定められて、事務局に総務・調整の2課が設置され所掌事務の範囲が明確になった。

事務局職員の定数は、昭和28年7月30日山梨県条例第22号「山梨県職員定数条例」によって16人と定められたが、その後条例改正によって職員の定数は9人と規定され現在に至っている。

昭和60年1月11日、行財政改善に関する総合福祉計画審議会の第二次中間答申がなされ、これに則り事務局組織をより効率的、機能的な組織とするため地方労働委員会と知事部局で検討の結果、従来2課制を廃止し、スタッフ制とすること等を内容とする基本的決定（昭和60年2月16日昭和60年度組織機構改善実施計画）が行われた。この決定を受けて従来諸規程の整備も図られることになり、「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」は廃止され、昭和60年4月1日、新たな事務局組織は「山梨県行政組織規則」に規定されることになった。

平成16年4月1日、総務担当と審査調整担当が統合され、総務審査担当となった。これにより現在の事務局の組織は次のとおりとなり、事務局職員の定数は9名であるが現員は7名である。



事務局職員名簿

職名	氏名	就任年月日
事務局長	前嶋 健佐	平30. 4. 1
次長	鈴木 昌樹	平29. 4. 1
審査調整指導監	坂村 裕輔	平30. 4. 1
副主幹	柳澤 幸喜	平29. 4. 1
主査	中嶋 秀也	平28. 4. 1
主任	武川 京子	平30. 4. 1
主任	平山 憲祐	平29. 4. 1

平成31年3月1日現在

第3節 運 営

1 労働委員会の職務権限

労働委員会の職務権限は労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査及び決定（労組法第5条第1項、第11条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定（労組法第27条）
- (4) 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- (5) 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受理（労調法第37条）
- (7) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- (8) 労働争議の調整（労組法第20条、労調法第12、18、30条）
- (9) 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報（職業安定法第20条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第24条）
- (10) 個別的労使紛争に係るあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 第20条第1項、知事からの委任）

以上のうち、(1)(3)(4)(5)の権限は公益委員のみに属している。

2 会議・研修

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等にそれぞれ規定する目的を達成するために国及び各都道府県が設置する合議制の行政委員会であり、労働委員会の運営は合議制の原則からすべて会議を通じて行われる。中心となる会議は三者構成の委員全員によって開催される総会、公益委員のみで準司法的手続によって問題を処理する公益委員会議、各労働委員会相互間の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図るために開催される連絡協議会及び連絡会議がある。

また、委員及び事務局職員の専門的知識の習得及び業務処理能力の向上を図るため、定期的に研修を実施するとともに、外部の研修に委員及び事務局職員を派遣している。（なお、会議には実質的には研修と呼べる内容のものもあるが、第2章では名称により会議と研修を分類している。）

第2章 会議・研修

第1節 総会

総会は労働委員会規則の定めるところにより毎月定期的開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。総会では労働委員会規則第5条第1項に規定された事項を審議決定するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、総会の決議によって設置される小委員会及びあっせん員からの報告を受けている。

平成30年中は第1047回から第1058回まで12回開催された。内容については、以下のとおりである。

－ 総会内容一覧 －

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1047	H30 1.24	田中 小野 赤池 齋藤	萩原 窪田 久保寺 飛田	小林 栗山 田中 長坂 古屋	1 第1046回定例総会議事録について 2 平成29年(不)第1号不当労働行為事件について 3 平成29年(不)第2号不当労働行為事件について 4 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 5 第140回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における提出議題について 6 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1048	H30. 2.28	田中 小野 赤池 勝俣	萩原 窪田 久保寺 齊藤 飛田	小林 栗山 田中 長坂 古屋	1 第1047回定例総会議事録について 2 平成29年(不)第1号不当労働行為事件について 3 平成29年(不)第2号不当労働行為事件について 4 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 平成29年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の実施状況について 7 その他の報告事項等
1049	H30. 3.28	田中 小野 赤齋 藤	萩原 久保寺 齊藤 飛田	小林 栗山 田中 長坂 古屋	1 審査関係事務処理要領及び個別的労使紛争あっせん事務処理要領の改正について 2 平成30年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の策定について 3 第1048回定例総会議事録について 4 平成29年(不)第1号不当労働行為事件について 5 平成29年(不)第2号不当労働行為事件について 6 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 7 争議行為予告に係る労働争議の実情について 8 第140回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第2回運営委員会について 9 第140回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会及び第79回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議議題並びに趣旨説明者・発表者について 10 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1050	H30. 4.25	田中 小野 赤池 勝俣 齋藤	萩原 窪田 久保寺 齊藤 飛田	小林 栗山 田中 古屋	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 第1049回定例総会議事録について 3 平成30年(個)第1号あっせん事件について 4 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 第140回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会について 7 その他の報告事項等
1051	H30. 5.23	田中 小野 赤池 勝俣	萩原 窪田 久保寺	小林 栗山 長坂 古屋	1 第1050回定例総会議事録について 2 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 3 争議行為予告に係る労働争議の実情について 4 第141回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における提出議題について 5 第140回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会について 6 その他の報告事項等
1052	H30. 6.26	田中 小野 赤池 勝俣 齋藤	萩原 窪田 久保寺 齊藤 飛田	小林 田中 長坂 古屋	1 平成30年度関東地区労使関係セミナー(第1回)の協賛名義の使用許可について 2 第1051回定例総会議事録について 3 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 4 争議行為予告に係る労働争議の実情について 5 平成30年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議について 6 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1053	H30. 7.25	田中 小野 赤池	萩原 窪田 久保寺 齊藤 飛田	小林 栗山 田中 長坂 古屋	1 第1052回定例総会議事録について 2 平成30年(調)第1号あっせん事件について 3 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 4 労働相談Q&Aの作成及び県ホームページへの掲載について 5 その他の報告事項等
1054	H30. 8.22	田中 小野 赤池 勝俣 齋藤	萩原 窪田 久保寺 齊藤 飛田	小林 栗山 田中 長坂 古屋	1 ワークルール検定2018・秋の後援名義の使用許可について 2 第1053回定例総会議事録について 3 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間の取組みについて 4 平成30年(調)第1号あっせん事件について 5 平成30年(個)第2号あっせん事件について 6 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 7 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1055	H30. 9.26	田中 小野 赤池 勝俣	萩原 窪田 久保寺 齊藤 飛田	小林 栗山 田中 長坂 古屋	1 平成30年度関東地区労使関係セミナー(第2回)の協賛名義の使用許可について 2 第1054回定例総会議事録について 3 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間の取組みについて 4 平成30年(調)第1号あっせん事件について 5 平成30年(個)第2号あっせん事件について 6 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 7 第141回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の概要報告について 8 第73回全国労働委員会連絡協議会総会第1議題について 9 その他の報告事項等
1056	H30. 10.24	田中 小野 赤池 勝齋 藤	萩原 窪田 久保寺 飛田	小林 栗山 田中 長坂 古屋	1 第1055回定例総会議事録について 2 平成30年(不)第1号不当労働行為事件について 3 平成30年(個)第2号あっせん事件について 4 平成30年(個)第3号あっせん事件について 5 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 6 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間の取組みについて 7 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1057	H30. 11.28	田中 小野 赤勝 齋藤	萩原 窪田 久保寺 齊藤	栗山 田中 長坂 古屋	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の解任について 2 第1056回定例総会議事録について 3 平成30年(不)第1号不当労働行為事件について 4 平成30年(個)第3号あっせん事件について 5 平成30年(個)第4号あっせん事件について 6 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 7 争議行為予告に係る労働争議の実情について 8 第73回全国労働委員会連絡協議会総会について 9 審問見学について 10 その他の報告事項等
1058	H30. 12.19	田中 小野 赤勝 齋藤	萩原 窪田 久保寺	小林 栗山 田中 長坂 古屋	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度関東地区労使関係セミナー(第3回)の協賛名義の使用許可について 2 第1057回定例総会議事録について 3 平成30年(不)第1号不当労働行為事件について 4 平成30年(個)第3号あっせん事件について 5 平成30年(個)第4号あっせん事件について 6 平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件について 7 労働組合の資格審査について(第525回公益委員会議決定事項) 8 争議行為予告に係る労働争議の実情について 9 今後の労働委員会の在り方に関する意見について 10 労働相談Q&Aの作成及び県ホームページへの掲載について 11 その他の報告事項等

第2節 公益委員会議

公益委員会議は労働委員会が行う権限のうち準司法的機能、すなわち労働組合法第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条による処分、さらに地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に規定する事項を審議決定する。

平成30年中は第523回から第525回まで3回開催された。内容については、以下のとおりである。

－ 公益委員会議内容一覧 －

開催回数	開催年月日	出席委員	付議事項
523	H30. 5.15	田中 小野 赤池 勝俣 齋藤	平成28年(行ウ)第1号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求事件に係る指定代理人の解除及び選任について
524	H30. 10.24	田中 小野 赤池 勝俣 齋藤	平成30年(不)第1号不当労働行為事件について
525	H30. 12.13	田中 小野 赤池 勝俣 齋藤	第42期労働委員会委員の労働者委員補欠委員候補者の推薦のための労働組合資格審査について

第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議

労働委員会は労働者、使用者及び公益の各委員からなる「連絡協議会」、会長、公益委員及び事務局長をそれぞれ対象とした「連絡会議」並びに事務局の課長等を対象とした課長会議等を全国またはブロック単位で定期的に行き、委員等相互の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図っている。

平成30年中の開催状況は、以下のとおりである。

1 連絡協議会

【全国会議】

第73回全国労働委員会連絡協議会総会（東京都）

開催年月日	30.11.8 ～ 30.11.9
開催場所	東京都港区 メルパルクTOKYO
出席委員	(公) 田中、勝俣、(労) 萩原、窪田、(使) 栗山、古屋
議 題	1 都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について（近畿ブロック公労使提案） 2 同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について（九州ブロック公労使提案）

【ブロック会議】

(1) 第140回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（山梨県）

開催年月日	30.5.17 ～ 30.5.18
開催場所	山梨県甲府市 ホテル談露館
出席委員	(公) 田中、小野、赤池、勝俣、齋藤、(労) 萩原、窪田、久保寺、齋藤、飛田、(使) 小林、栗山、長坂、古屋
議 題	1 改正労働契約法第18条、いわゆる無期転換ルールに関連して発生する集団的労使紛争への対応について（埼玉県提案） 2 【講演】『職場のパワーハラスメント防止対策について』（山梨県提案）

(2) 第141回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（東京都）

開催年月日	30.9.3 ～ 30.9.4
開催場所	東京都港区 ホテルアジュール竹芝
出席委員	(公) 田中、齋藤、(労) 萩原、齊藤、(使) 小林、長坂
議 題	1 別組合加入時の不利益取扱いに関する申立人適格と付随する問題について（山梨県提案） 2 【講演】『有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換について』（東京都提案）

2 連絡会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会会長連絡会議（静岡県）

開催年月日	30.6.15
開催場所	静岡県静岡市 ホテルセンチュリー静岡
出席委員	田中
議 題	1 【講演】『職場のパワーハラスメント防止対策—検討会報告書の意義と課題』（中労委提案） 2 議題懇談「都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決方策について」（近畿ブロック提案）

(2) 全国労働委員会事務局長連絡会議（静岡県）

開催年月日	30.6.14
開催場所	静岡県静岡市 ホテルセンチュリー静岡
議 題	1 審査・調整事件等の概況について 2 議題懇談「増加するパワーハラスメント事件への対応について～事件処理と未然防止の観点から」（島根県提案） 3 議題懇談「各労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決に向けた検討組織の設置」（兵庫県提案）

(3) 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

平成30年中においては、開催されなかった。

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議（東京都）

開催年月日	30.9.4
開催場所	東京都港区 ホテルアジュール竹芝
出席委員	田中
議 題	文書交付・掲示について（東京都提案）

(2) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（山梨県）

開催年月日	30.5.17
開催場所	山梨県甲府市 ホテル談露館
出席委員	田中、小野、赤池、勝俣、齋藤
議 題	法人登記を目的とした労働組合の資格審査のあり方について (山梨県提案)

(3) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（東京都）

開催年月日	30.9.3
開催場所	東京都港区 ホテルアジュール竹芝
出席委員	田中、齋藤
議 題	審問期日当日の証拠の提出について（東京都提案）

(4) 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

平成30年中においては、開催されなかった。

3 その他の会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）

開催年月日	30.11.29
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 今後の労働委員会の在り方検討について 2 情報公開開示請求への対応について 3 和解認定後の中労委データベースの取扱いについて

(2) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）

開催年月日	30.11.30
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 ① 労働争議調整事件における事例 ② 個別労働紛争事件における事例 3 都道府県労働委員会からの業務報告

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労委労協第40回総会（静岡県）

開催年月日	30.2.12 ～ 30.2.13
開催場所	静岡県静岡市 ALWF ロッキーセンター
出席委員	萩原、飛田
議 題	1 報告事項 2 協議事項 3 各都県労委年間活動状況報告

(2) 関東ブロック労委労協幹事会（千葉県）

開催年月日	30.11.25 ～ 30.11.26
開催場所	千葉県千葉市 オークラ千葉ホテル
出席委員	萩原
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 労委労協次年度方針と関東ブロック労委労協の次年度方針 2 次年度総会について 3 各都県労委の取り組みの情報交換

(3) 関東ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

平成30年中においては、開催されなかった。

(4) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議（山梨県）

開催年月日	30.7.20
開催場所	山梨県甲府市 山梨県庁 防災新館4階
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 個別労働紛争あっせんに係る労働局等との連携について（静岡県提案） 2 個別労働紛争あっせんにおける、あっせん期日を経ない当事者間の和解に当たっての事務局対応について（静岡県提案） 3 地方公営企業等に係る認定告示について（新潟県提案） 4 労働委員会による出前講座等について（新潟県提案） 5 事務局職員の体制（担当業務、事件担当）等について（長野県提案） 6 あっせんにおける解決金等の算定について（長野県提案） 7 審査事件の申立前の相談における事務局の対応について（長野県提案） 8 主張書面における誤字・脱字等の取扱いについて（山梨県提案） 9 個別あっせん申請の受付について（山梨県提案） 10 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会に関する予算の確保等について（山梨県提案）

第4節 研 修

事件の申請（申立て）があった場合に、委員及び事務局職員が、情報を共有化し、迅速かつ適切な事件処理が遂行できるよう研修を実施し、また、外部の研修に積極的に派遣している。

平成30年中に実施または派遣した研修は、以下のとおりである。

(1) 事例研修

実施年月日	講師または説明者	テーマ
30.2.28	入倉審査調整指導監	命令事件における公表のあり方等について（事務処理要領の改正）
30.3.28	林主査	改正労働契約法第18条、いわゆる無期転換ルールに関連して発生する集团的労使紛争への対応について（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会議題）
30.4.25	柳澤副主幹	関東ブロック労働委員会三者連絡協議会内容・進行等説明検討
30.5.23	中嶋主査	別組合加入時の不利益取扱いに関する申立人適格と付随する問題について（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会提出議題検討）
30.6.26	中嶋主査	別組合加入時の不利益取扱いに関する申立人適格と付随する問題について（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会議題）
30.7.25	坂村審査調整指導監 柳澤副主幹	事務局職員中央研修・個別紛争専門研修内容伝達研修
30.8.22	坂村審査調整指導監 武川主任	文書交付・掲示について（関東ブロック労働委員会会長連絡会議議題） 審問期日当日の証拠の提出について（関東ブロック公益委員連絡会議議題）
30.9.26	坂村審査調整指導監	都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決方策について（全国労働委員会連絡協議会総会議題）
30.12.19	柳澤副主幹	労働組合法上の労働者について

(2) 関係機関研修

実施年月日	講師または説明者	テーマ
30. 1. 24	山梨産業保健総合支援センター 長田暢子氏	企業におけるメンタルヘルスセルフケア
30. 11. 28	HRDサポート代表 樋口しのぶ氏	アンガーマネジメントについて

(3) 外部研修

○委員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内容
30. 2. 12～13 静岡県静岡市 (ALWFロッキーセンター)	関東ブロック 労委労協 総会	(労) 萩原 飛田	講演 労委救済命令の実効性と過少救済の裁量権逸脱—原状回復の意義の再確認
30. 9. 6～7 東京都中野区 (中野サンプラザ) 東京都港区 (労働委員会会館)	公労使委員 合同研修	(公) 赤池 (労) 久保寺 飛田 (使) 栗山 古屋	(全体研修) 講義 労働委員会制度について —歴史・現状・課題— 労働法の基礎 講演 和解について パネルディスカッション 和解事例検討 (公益委員研修) 審査実務研修 事例研究 和解実務研修 事例研究 調整実務研修 判例及び事例研究 (労働者委員研修) 講演Ⅰ 労働委員会制度の成立基盤と現代的課題 講演Ⅱ 不当労働行為救済制度 講演Ⅲ 個別的労働紛争解決—労働契約法、個別労働紛争解決促進法— (使用者委員研修)

			第1講座 労組法7条と不当労働行為制度の概要 第2講座 審査・和解手続 第3講座 働き方改革関連法の動き
30.10.6 東京都港区 (連合東京)	関東ブロック 労委労協 研修会	(労) 窪田 久保寺	講演1 解雇の金銭解決、これまでの検討経過と今 労働委員会の個別労働紛争解決は？ 講演2 労働委員会、使用者性・労働者性を今、考える
30.12.6～7 東京都中野区 (中野サンプルザ)	公労使委員 個別紛争専門 研修	(公) 小野 (労) 萩原 (使) 栗山	労働関係法令の改正等の動向 裁判例の動向 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例 スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換(少人数によるグループディスカッション)
30.12.17 東京都新宿区 (東京都庁)	東京都労委 審問見学	(公) 田中 赤池 (労) 久保寺 (使) 小林 栗山 古屋	東京都労働委員会に係属中の不当労働行為救済申立事件の審問傍聴等

○事務局職員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内容
30.2.2 東京都墨田区 (KFCホール)	関東地区労使関係セミナー	中嶋副主査	講演 割増賃金の支払方法ー平成29年の二つの最高裁判決を素材としてー パネルディスカッション テーマ：紛争解決事例の検討

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
30.6.11～13 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会 事務局職員 中央研修 審査コース	武川主任	講演 労働委員会事務局職員に期待すること 労働法の基礎 法律・判例の読み方講座 講義 不当労働行為の審査手続について 命令書(案)の起案のための作業手順 演習 団体交渉拒否 不利益取扱い
30.6.11～13 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会 事務局職員 中央研修 調整コース	坂村審査 調整指導 監	講演 労働委員会事務局職員に期待すること 労働法の基礎 法律・判例の読み方講座 演習 集団労働紛争 個別労働紛争 都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び労働委員会公益委員によるコメント 講義 集団的労使紛争の処理について 個別労働紛争の処理について
30.7.3～5 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会 事務局職員 個別紛争専 門研修	柳澤副主 幹	労働関係法令・裁判例等 スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換(少人数によるグループディスカッション) 都道府県労働委員会等のあっせん事例検討 裁判所における個別労働紛争解決システム カウンセリング技法 労働局のあっせん制度

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
30.7.27 東京都新宿区 (東京都庁)	関東地区労 使関係セミ ナー	前嶋局長 武川主任	講演 職場のパワーハラスメント防止対 策を考えるー厚労省・防止対策検討会 報告書を中心にー パネルディスカッション テーマ：紛争解決事例の検討
30.10.15～19 埼玉県朝霞市 (労働大学校)	労働委員会 事務局職員 専門研修	武川主任	審査手続についての意見交換 講義 事実認定上の留意点 労働委員会における重要判例解説 実務経験からみた和解の留意点 労働組合法上の労働者性・使用者性 演習 命令原案作成 不当労働行為審査演習
30.10.30 東京都新宿区 (東京都庁)	関東地区労 使関係セミ ナー	坂村審査 調整指導 監	講演 働き方改革関連法のポイントと課 題～この改革に労使はどう取り組む べきか～ パネルディスカッション テーマ：紛争解決事例の検討
30.10.31 東京都新宿区 (東京都庁)	専門研修「法 務科Ⅱ」	中嶋主査	講義 労働審判制度についてー紛争解決 システムの選択ー
30.11.30 東京都新宿区 (東京都庁)	東京都労委 審問見学	柳澤副主 幹 中嶋主査 平山主任	東京都労働委員会に係属中の不当 労働行為救済申立事件の審問傍聴等
30.12.17 東京都新宿区 (東京都庁)	東京都労委 審問見学	坂村審査 調整指導 監 武川主任	東京都労働委員会に係属中の不当 労働行為救済申立事件の審問傍聴等

第3章 労働組合の資格審査及び決定

労働組合が、不当労働行為の救済を求める場合や、労働委員会の労働者委員を推薦する場合、法人登記の手続きをする場合等には、労働組合法に規定する資格要件を満たしていなければならない。この申請のあった労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査することを「労働組合の資格審査」という。

平成30年中に取り扱った資格審査は5件で、内容は次のとおりである。

第1表 資格審査件数表

区分	係属 件数	補正 勧告	終結状況				翌年 繰越し
			適合	不適合	打切り	取下げ	
不当労働行為	3				2		1
法人登記							
委員推薦	2		2				
総会の決議							
計	5		2		2		1

第2表 資格審査取扱事件一覧表

事件 番号	労働組合名	申 請 年月日	申 請理由	終 結 年月日	終 結 結果
29-8	X1労働組合	29.3.2	不当労働行為	30.3.20	打切
29-9	X2労働組合	29.8.25	不当労働行為	30.3.16	打切
30-1	X3労働組合	30.11.6	不当労働行為		
30-2	NTT労働組合東京総支部山梨県域分会	30.12.10	委員推薦	30.12.13	適
30-3	東京電力労働組合山梨地区本部	30.12.10	委員推薦	30.12.13	適

第4章 労働協約の拡張適用の決議

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の申立てに基づき、労働委員会の決議により県知事は当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

平成30年中に取り扱った労働協約の拡張適用はなかった。

第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定

1 事件の処理状況

使用者が、

- ・組合活動をする労働者を不利益に取り扱うこと
- ・正当な理由がなく団体交渉を拒否すること
- ・組合運営を支配し、または介入すること

等の労働組合法第7条で禁止する不当労働行為を行ったと組合等から申立てがあったときに、申立内容を審査し、命令（救済・棄却）又は決定（却下）を発する。

平成30年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件は、第3表のとおり3件で、前年からの繰越しが2件、新規申立てが1件である。

救済内容別では、労働組合法第7条第1号・2号の救済を求めたものが3件である。

業種は教育、学習支援業1件、医療、福祉1件、サービス業、複合サービス業1件である。

事件の終結状況については、関与和解が1件、取下げが1件、翌年繰越しが1件となっている。

第3表 不当労働行為救済申立事件一覧表

番号	事件名	業種	申立人	被申立人	申立年月日	各号の該当 労組法第7条	請求する救済内容	審査委員	参与委員		調査回数	審問回数	和解回数	審査終結年月日	審査終結内容及び 終了後の状況	命令書等交付年月日	所要日数	証人等数	
									労側	使側									
29-1	Y1	教育、学習支援業	X1労働組合	Y1法人	29 ・ 3 ・ 2	1号 2号	①非組合員と同様に組合員を新学科へ配属すること ②団体交渉誠実応諾	田中・勝俣	齊藤	小林	9	-	-	30 ・ 3 ・ 20	取下げ	-	384	-	
29-2	Y2	医療、福祉	X2労働組合	Y2法人	29 ・ 8 ・ 25	1号 2号	①雇止めの撤回、バックペイ、復職 ②団交応諾	小野・赤池	萩原	古屋	4	-	1	30 ・ 3 ・ 16	関与和解	-	204	-	
30-1	Y3	サービス業、複合サービス業	X3労働組合	Y3法人	30 ・ 10 ・ 4	1号 2号	①不利益取扱いの撤回 ②団交応諾 ③文書揭示、文書交付	田中・齋藤	萩原	小林	1	-	-	-	-	-	-	-	-

第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行うことができる。

平成30年中に山梨県労働委員会に係る再審査事件として中央労働委員会が取り扱った事件は1件であった（第4表 再審査事件一覧表 参照）。

第7章 行政訴訟

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、地方裁判所に取消しの訴えを提起することができる。

平成30年中に山梨県労働委員会に係る行政訴訟事件として裁判所が取り扱った事件は1件であった（第5表 行政訴訟事件一覧表 参照）。

第4表 再審査事件一覧表

番号	事件番号	事件名	申立年月日	山労委 関連事件番号	再審査申立人 再審査被申立人	再審査申立て の要旨	終結 年月日	終結 区分	摘要
1	中労委 平成29年 (不再) 第29号	Y1事件	29・5・8	山労委28年 (不)第1号 Y1事件	X1組合 Y1法人	決定の取消し			労働組合 申立

第5表 行政訴訟事件一覧表

番号	事件番号	事件名	提起年月日	山労委関連 事件番号及び 事件名	訴訟代理人 及び 指定代理人	請求の趣旨	終結 年月日	終結区分 及び状況	摘要
1	甲府地裁 平成28年 (行々) 第1号	不当労働行為救済 命令申立棄却命令 取消請求事件	28.5.31	山労委 平成26年 (不)第1号 Y1事件	【訴訟代理人】 ・ 県顧問弁護士 1名 【指定代理人】 ・ 労委事務局職員 4名 ・ 行政経営管理課職員 2名 (労委事務局職員に兼務発令)	平成28年 3月17日付け 棄却命令の 取消し		係属中	労働組合 提起

第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求

公益事業を営む事業所において争議行為を行う場合には、その当事者は争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知しなければならない（第10章参照）、労働委員会がこれに違反すると疑われる事実があることを知ったときには、遅滞なく、審査を開始しなければならない。また、違反した場合、労働委員会は検察官に公訴を提起するよう要求（処罰請求）することができる。

平成30年中に取り扱った争議行為予告違反に対する処罰請求はなかった。

第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の 範囲に係る認定及び告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職の職員が結成又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を、当事者からの申出等に基づき公益委員会議で必要があると認める場合に、労働委員会はその範囲を認定して告示することとなっている。

平成30年中に取り扱った認定及び告示はなかった。

第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理

1 概要

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者は10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知（争議行為予告通知）しなければならない。

争議行為が発生している状態又は発生する恐れがある状態を労働争議といい、公益事業に係る労働争議が発生したときは、労働委員会は速やかにその実情を調査しなければならない。

2 処理状況

平成30年中に受理した争議行為予告通知は次表のとおり2件であり、それぞれ実情調査を行った。

平成30年争議行為予告通知者及び実情調査結果一覧表

通知者	組合員数	交渉事項	通知日	労働争議 終結日	終結 事由	争議 行為
山梨民主医療機関 労働組合	1,000	賃上げ、夏季一時金等	30.2.20	30.6.4	打切	あり
山梨民主医療機関 労働組合	1,100	年末一時金等	30.10.24	30.12.3	解決	あり

第11章 争議行為発生届の受理

1 概要

争議行為が発生したときは、当事者は直ちに労働委員会または知事にその旨を届け出なければならない。

なお、公益事業以外の事業において、労働委員会が争議行為発生届の受理を契機に当該事業に係る労働争議の発生を知り得たときには、労働委員会は必要に応じその実情を調査する。

2 処理状況

平成30年中に受理した争議行為発生届は次表のとおり2件であった。

なお、いずれも公益事業に係る争議であり、事前に争議行為予告通知が提出されている。（第10章参照）

平成30年争議行為発生届出者及び実情調査結果一覧表

通知者	組合員数	交渉事項	届出日	争議行為実施日	労働争議終結日	終結事由	争議行為
山梨民主医療機関労働組合	1,000	賃上げ、夏季一時金等	30.2.20	30.3.15	30.6.4	打切	あり
山梨民主医療機関労働組合	1,100	年末一時金等	30.10.24	30.11.8	30.12.3	解決	あり

第12章 労働争議の調整

1 事件の処理状況

労働組合と使用者との間で労働条件や労使関係に関する話し合いが進まず、自主的な解決がどうしても困難であるとして当事者からの申請があった場合、申請に基づき労働委員会は労働争議の調整を行う。労働争議の調整方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の三つがある。

平成30年中に取り扱った調整事件は、次表のとおり「あっせん」1件であった。

平成30年調整事件一覧表

事件 番号	業種	組合 員数	調整 事項	申請日	あっせん員	調整 回数	終結 区分	終結日	処理 日数
				あっせん員 指名日					
30-1	サービ ス業、 複合 サービ ス業	33	団交応諾	30.7.11	(公) 齋藤雅代 (労) 飛田博之 (使) 小林隆二	-	打 切 り	30.8.28	49
				30.8.3					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報

労働委員会は、公共職業安定所に対して、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報することができる。通報が行われた場合、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者の紹介ができなくなる。

平成30年中に公共職業安定所に通報を行ったものはなかった。

第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 事件の処理状況

近年、労働組合未加入者の増加、人事労務管理の個別化、就労形態の多様化による派遣契約労働者やパートタイム労働者等の非正規労働者の増加などを背景として、個々の労働者と使用者との間の紛争が増加している。

こうした中、平成13年10月施行の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律では、地方公共団体は個別労働関係紛争に係るあっせん等の施策を推進するよう努めることとされ（第20条）、あっせんについては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当労働委員会が知事の委任を受けて実施している。

平成30年中に取り扱った個別的労使紛争に係るあっせん事件は4件であり、内容については次のとおりである。

平成30年個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号	業種	あっせん事項	申請日	あっせん員	調整回数	終結区分	終結日	処理日数
			あっせん員指名日					
30-1	建設業	出向の撤回	H30.4.2	—	—	取下	30.4.4	3
			—					
30-2	医療、福祉	パワハラを受けている職場環境の改善	H30.7.25	(公)赤池幸江 (労)久保寺成典 (使)栗山直樹	1	打切	30.10.4	72
			H30.8.9					
30-3	製造業	いじめによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払	H30.10.2	(公)勝俣高明 (労)窪田清 (使)田中一利 (事)鈴木昌樹	2	解決	30.12.18	78
			H30.10.29					
			H30.11.16					
30-4	複合サービス業	セクハラや暴力行為による精神的苦痛に対する補償の支払	H30.11.14	(公)小野正毅 (労)齊藤伊人 (使)小林隆二	—	—	係属中	—
			H30.11.21					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

第14章

3 労働相談

個別的労使紛争に係るあっせんの利用については、県中小企業労働相談所の労働相談を受けていることを前提としていたが、平成22年9月から労働委員会でも労働相談を受けることとし、労働相談からあっせんへスムーズに移行できるようにした。

平成30年中に受け付けた労働相談件数は206件であった。

なお、労働相談は事務局職員が対応している。

平成30年労働相談件数一覧表

紛争内容	区分	相談・助言			
		労	使	双	計
実件数		187	19		206
経営又は人事		65	5		70
ア	解雇	22	1		23
イ	配置転換、出向・転籍	3			3
ウ	復職				
エ	懲戒処分	1			1
オ	退職	29			29
カ	勤務延長、再雇用	1			1
キ	その他経営又は人事	9	4		13
賃金等		40	2		42
ク	賃金未払	22			22
ケ	賃金増額				
コ	賃金減額	6			6
サ	一時金		1		1
シ	退職一時金	5			5
ス	解雇手当		1		1
セ	休業手当	1			1
ソ	諸手当	3			3
タ	その他賃金	3			3
チ	年金(企業年金・厚生年金等)				
労働条件等		53	2		55
ツ	労働契約	3			3
テ	労働時間	12			12
ト	休日・休暇	4			4
ナ	年次有給休暇	13			13
ニ	育児休業・介護休業	1			1
ヌ	時間外労働	3			3
ネ	安全・衛生				
ノ	福利厚生制度				
ハ	社会保険	7			7
ヒ	労働保険	7			7
フ	その他の労働条件等	3	2		5
職場の人間関係		37	3		40
ヘ	セクハラ	3	1		4
ホ	パワハラ・嫌がらせ	34	2		36
その他		18	9		27
マ	その他	18	9		27
総計		213	21		234

(注) 実件数は、受け付けた相談件数であり、1件の相談の中に紛争内容が複数ある場合は、それぞれの項目に計上し、その合計を延べ件数としている。

(資料1) 年別・労働組合資格審査状況

平成30年12月31日現在

区分 年	申請 件数	係属 件数	申請理由						補正 勧告	結果			翌年 繰越
			委員 推薦	不当 労働 行為	法人 登記	総会 決議	争議 調整	その他		資格 あり	資格 なし	取 下 げ 打 切 り	
S21～30	864	864	687	13		46	42	76					
31～40	646	646	614	11	12	9			25	634	1	9	2
41～50	254	256	190	51	6	7			37	212	1	40	3
51～60	137	140	100	23	9	5			3	118		21	1
61～H7	86	87	66	14	5	1			2	77		9	1
8～14	58	59	45	7	6				10	52		7	
15～24	56	56	51	3	2				3	50		6	
25	7	7	7						1	7			
26	2	2		2									2
27	6	8	6						2	6			2
28	1	3		1					1	1		1	1
29	9	10	6	2	1				2	6	1	1	2
30	3	5	2	1						2		2	1
計	2,129	-	1,774	128	41	68	42	76	(86)	(1,165)	(3)	(96)	-

(注1) 合計欄の()内の数字は昭和31年以降の合計件数である。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況

平成30年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属件数	申立人			申立理由							
			個人	組合	個人・組合	旧労調法第40号	労働組合法第7条						
							1号	2号	3号	1・2号	1・3号	1・2・3号	2・3号
S21～30	21	21	6	15		5	4		1		9	2	
31～40	17	18	1	15	1		2	2	2		5	6	
41～50	46	48	1	29	16		2	1	4	2	27	6	4
51～60	17	20		10	7			2	3		9		3
61～H7	11	12		7	4			1	2		4	3	1
8～14	5	7		3	2						1	4	
15～24	2	2		1	1						1	1	
25													
26	2	2		2								2	
27		2											
28	1	3		1				1					
29	2	3		2						2			
30	1	3		1						1			
計	125	-	8	86	31	5	8	7	12	5	56	24	8

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況

平成30年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属件数	終結状況							繰越し
			命令・決定					和解	取下げ	
			処罰請求	救済	一部救済	棄却	却下			
S21～30	21	21	1		2		1	16		1
31～40	17	18						16		2
41～50	46	48		2	6		1	27	9	3
51～60	17	20		2	3	1		11	2	1
61～H7	11	12			4			5	1	2
8～14	5	7		1	1			5		
15～24	2	2						2		
25										
26	2	2								2
27		2								2
28	1	3				1		1		1
29	2	3					1			2
30	1	3						1	1	1
計	125	-	1	5	16	2	3	84	13	-

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料4)年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数

産業別	年	S21	31	41	51	61	8	計
		30	40	50	60	H7	14	
農業・林業・漁業		1						1
鉱業								
建設業								
製造業	食品製造業	4	1					5
	繊維工業・繊維製品製造業	6			1			7
	木材、木製品、家具装備品製造業	2		1				3
	パルプ、紙、紙加工品製造業	2						2
	出版、印刷、同関連産業			1				1
	化学工業		1	2				3
	窯業、土石製品製造業			3	2			5
	金属製品製造業			8	1			9
	機械器具製造業	1	1	1	2	1		6
	その他製造業		3	4	2			9
電気、ガス、水道業								
運輸通信業		1	18	5	4		28	
卸売業、小売業	2	1	1			2	6	
金融、保険、不動産業	2	2					4	
サービス業	医療業		2	4	1	1		8
	教育		2	3				5
	その他サービス		3		3	5	3	14
公務	1						1	
その他								
計		21	17	46	17	11	5	117

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

平成30年12月31日現在

産業別	年	15	25	26	27	28	29	30	計
		（ 24							
農業・林業・漁業									
鉱業									
建設業									
製 造 業	食料品製造業								
	繊維工業・繊維製品製造業								
	木材、木製品、家具装備品製造業								
	パルプ、紙、紙加工品製造業								
	印刷、同関連産業								
	化学工業								
	窯業、土石製品製造業								
	金属製品製造業								
	機械器具製造業								
	その他製造業								
電気、ガス、熱供給、水道業									
情報通信業									
運輸業									
卸売業、小売業									
金融、保険、不動産業									
飲食店、宿泊業		1							1
医療、福祉		1					1		2
教育、学習支援業				2		1	1		4
サービス業、複合サービス業								1	1
公務									
その他									
計		2	0	2	0	1	2	1	8

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料5)年別・調整事件申請状況

平成30年12月31日現在

調整事項	年	S21	31	41	51	61	8	15	25	26	27	28	29	30	計
		～	～	～	～	～	～	～							
(申請件数)		169	155	202	126	37	12	23	1	1		1	1	1	729
賃 金 制	賃金増額	26	54	53	45	7	1	2							188
	一時金	2	37	49	37	12	3	5							145
	諸手当	4					1	2							7
	その他賃金関係	16	5		3	3	2	3		1					33
	退職一時金、年金	35	13	7	1	2	5	1							64
	解雇手当休業手当	26		2				1							29
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間			10	2										12
	休日、休暇					1									1
	作業方法の変更														
	定年制					1				1					2
	その他労働条件	4	11	11	4		1								31
経 営 又 は 人 事	事業休廃止操短	6	3	1											10
	企業合併														
	人員整理														
	配置転換		2	3	1			2							8
	解雇・雇止め	20	10	19	9	4	3	11	1				1		78
	その他経営人事				1	1		3							5
	福利厚生														
	団交促進	4	10	43	21	2	5	8				1	1	1	96
	事件協議制														
組合承認活動	2		1	1	2									6	
協約締結等	17	6	1											24	
その他	7	4	2	1	2		1							17	
計	169	155	202	126	37	21	39	1	2		1	2	1	—	

(注1) 平成7年までは1事件について主要な調整事項を1事項のみ記載している。平成8年からは申請のあった全ての調整事項を記載している。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料6) 年別・調整事件終結状況

平成30年12月31日現在

終結		S21	31	41	51	61	8	15	25	26	27	28	29	30	合計
		ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ							
		30	40	50	60	H7	14	24							
指名前	あっせんにおける不開始							1							1
	調停における取下げ勧告														
	仲裁における取下げ勧告														
	取下げ	5	10	14	6	1		1							37
	移管														
指名後	取下げ	13	11	13	13	5	3	3							61
	打切り	22	36	56	45	9	4	11		1		1	1	1	187
	解決	114	91	119	62	21	6	7	1						421
	裁定														12
	不調	1	1												2
	移管														
計		154	148	202	126	36	13	23	1	1		1	1	1	707
翌年の繰越し		14	7	1											22
		1	1			1									

(注1) 上段－あっせん 下段－調停

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料7)年別産業別・調整事件申請件数

産業別	年	S21	31	41	51	61	8	計
		30	40	50	60	H7	14	
農業・林業・漁業		4						4
鉱業		6	1					7
建設業		5	1				1	7
製 造 業	食料品製造業	16	4		2			22
	繊維工業・繊維製品製造業	42	58	38	6	4	1	149
	木材、木製品、家具装備品製造業	24	5	5	1			35
	パルプ、紙、紙加工品製造業	5	2					7
	出版、印刷、同関連産業	2	2	5		2		11
	化学工業	1	3		2			6
	窯業、土石製品製造業	6	2	3	27	6		44
	金属製品製造業	8	1		3			12
	機械器具製造業	9	15	25	17	6		72
	その他製造業	8	7	4			1	20
電気、ガス、水道業			1			1		2
運輸通信業		5	30	82	51	8	1	177
卸売業、小売業		2	7	13	2	1	1	26
金融、保険、不動産業		4	6					10
サ ー ビ ス 業	医療業		1	10	3	1	1	16
	教育	1	7	10	1		1	20
	その他サービス	9	1	5	11	8	5	39
公務		12	1	1				14
その他				1				1
計		169	155	202	126	37	12	701

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

平成30年12月31日現在

産業別	年	H15	25	26	27	28	29	30	計
		24							
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業									
鉱 業									
建 設 業									
製 造 業	食 料 品 製 造 業								
	繊維工業・繊維製品製造業								
	木材、木製品、家具装備品製造業								
	パルプ、紙、紙加工品製造業								
	印刷、同関連産業								
	化 学 工 業								
	窯業、土石製品製造業								
	金 属 製 品 製 造 業								
	機 械 器 具 製 造 業	1							1
	そ の 他 製 造 業		1						1
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業									
情 報 通 信 業									
運 輸 業 ・ 郵 便 業		5							5
卸 売 業 、 小 売 業		5							5
金 融、保 険、不 動 産 業									
飲 食 店 、 宿 泊 業									
医 療 、 福 祉		3					1		4
教 育、学 習 支 援 業		1		1		1			3
サ ー ビ ス 業、複 合 サ ー ビ ス 業		6						1	7
公 務		2							2
そ の 他									
計		23	1	1		1	1	1	28

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況

平成30年12月31日現在

区分		年	13 ～ 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
		新規申請	3	2	1	1	1	1	4	7	4	1	5	9	3	1	4
係属件数	3	2	2	1	1	1	4	7	4	3	5	10	3	1	4	-	
処理状況	解決	1	1	1	1	1	1	1	3	2		2	1	3		1	18
	取下げ			1					1		2	1	2			1	8
	打切り	2						3	3		1	1	7			1	18
	不開始														1		1
産 業 別	建設業	1					1		1				1			1	5
	宿泊業	1															1
	専門サービス業	1	1									1	1				4
	農業, 林業			1													1
	複合サービス業			1					2				5			1	9
	道路旅客運送業				1												1
	卸売業, 小売業							1	1	1	1		1				5
	医療, 福祉							1	1			1	1			1	5
	製造業							1	2	1	1			1	1	1	8
その他							1		2		3		2			8	
あっせん事項	賃金	1		1		1		4			1	7	2				17
	一時金・退職金							2	2	1	2	1					8
	解雇、雇止め	2	1	1	1		1	3	1		2	6					18
	配置転換				1		1	1								1	4
	その他		1				2	5	4	4	2	3	1	2	1	3	28

(注) 1事件につき複数のあっせん事項がある場合がある。

山梨県労働委員会年報

平成30年版

平成31年3月 発行

編集 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁北別館3階

電話 (055) 237-1111 (代表) 内線8753~8756

(055) 223-1826 (直通)

(055) 223-1827 (労働相談専用)

FAX (055) 223-1828

E-MAIL roudou-iin@pref.yamanashi.lg.jp

HP <https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>
